



松 街 都 景 審 第 5 号
令和 5 年 2 月 1 6 日

松 戸 市 長 本 郷 谷 健 次 様

松 戸 市 景 観 審 議 会
会 長 池 邊 こ の み



令和 4 年度松 戸 市 景 観 条 例 第 1 7 条 第 1 項 に 基 づ く 調 査 審 議
事 項 に つ い て (答 申)

松 戸 市 景 観 条 例 第 1 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 令 和 4 年 6 月 2 4 日
付 け 松 街 都 第 1 1 8 号 を も っ て 諮 問 の あ り ま し た 標 記 の 件 に つ い て は、
調 査 審 議 の 結 果、 下 記 の と お り 答 申 し ま す。

記

- 1 松 戸 市 景 観 条 例 第 1 7 条 第 1 項 第 6 号 に 基 づ く 景 観 表 彰 に 関 す る こ と
別 紙 1 の と お り

- 2 松 戸 市 景 観 条 例 第 1 7 条 第 1 項 第 7 号 に 基 づ く 本 市 に お け る 良 好 な
景 観 の 形 成 に 係 る 事 項 に 関 す る こ と
別 紙 2 の と お り

松戸市景観条例第 17 条第 1 項第 6 号に基づく景観表彰に関することについては、以下のとおり答申します。

「松戸市景観表彰」の選考結果は、下記のとおりです。

記

1 表彰対象者及び景観賞の区分

部 門	景観賞区分	名 称	表彰対象者
建築物	大賞	山田電器工業株式会社 新社屋	事業者
	景観奨励賞	栗ヶ沢公園小金原八丁目 会館	町会
まち並み	大賞	スノイエ新松戸～グリーン ニア～	事業者
景観 スポット	優秀賞	小金原アメリカ楓通り	応募者
		栗山「配水塔」の春	応募者
	景観奨励賞	银杏紅葉に覆われた千葉 大学園芸学部旧正門	応募者

2 理由

大賞

良好な景観の形成に寄与しており、景観的に特に優れているため

優秀賞

良好な景観の形成に寄与しており、景観的に優れているため

景観奨励賞

良好な景観の形成に寄与しており、大賞及び優秀賞に次いで、景観的な取り組みや形態意匠に優れた部分が認められるため

松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る事項に関することについては、以下のとおり答申します。

「松戸駅周辺地区屋外広告物景観ガイドライン」については、令和4年度の検討結果として、適当な内容と認めます。

ただし、今後の景観形成の推進に向けて、ガイドライン運用時の実行性の担保のため、下記について、次年度以降の検討事項とします。

記

1 対象範囲

対象範囲については、市の上位計画を参考に、令和4年度に開催したワークショップでの意見を踏まえ、周辺の景観資源等を考慮した上で、明確にし、条例に基づく重点地区等の指定を見据えて検討する。

2 景観配慮に関する基準等

対象範囲の検討と併せて、景観配慮に関する具体的な誘導基準等については、主要な通り沿いとその他のエリア等、段階的な指定を見据えて検討する。また、主要な通り沿いについては、広告物の色彩、寸法、掲出数等の制限等を定めることが妥当とされる場合は、地元や関係者の意見等も踏まえながら、基準を検討する。

3 地元や関係者への説明及び周知

ガイドラインの運用に向けて、届出等の義務付けのための法的な位置づけ及び届出等の効果的な手法についても検討し、運用開始を見据え、地元や関係者への説明を十分に行い、周知をはかること。